# 第2部 基本構想





# 神崎町の将来像

#### 1. まちづくりの戦略と目指す将来像

#### (1) まちづくりの戦略

本町は、依然として続く人口減少に加え、急速な少子高齢化の進行や地域経済の停滞など多くの課題を抱えていますが、厳しい財政状況下にあっては、「選択と集中」の視点に立ってこれからのまちづくりの戦略を確立し、重点施策の方向を明らかにする必要があります。

「第1部 序論」で検討したまちの特性や住民ニーズ、時代潮流などの動向を総合的に勘案し、次のとおり3つのまちづくり戦略を設定します。

#### 戦略1

「発酵のまちづくり」と「健康活動拠点のまちづくり」の 一層の推進とその特色を生かした「健康をテーマとした交流のまちづくり」の展開による住みたいまち・行ってみた いまち・誇れるまちとしての評価の獲得

本町の最大の特徴となっている発酵の里として、伝統的な発酵食品だけでなく付加価値の高い新しい発酵食品に取り組むなど、発酵関連産業の広がりに努めるとともに、町外からも多くの人が参加している健康スポーツ活動拠点のまちの特徴と合わせて"健康"をテーマとした観光交流のまちづくりを展開していきます。これにより、訪れてみたいまちとしての評価を高め、町内への交流入込人口の増加による地域産業の活性化や町内への流入定住人口の増加による人口減少への歯止めをかけること等に結びつけていくことに努めます。さらに、このようなまちづくりを進める中で町民のまちに対する誇り意識を高め、町内定住意向が高まっていくことに期待します。



#### 戦略2

若者定住を促す「子育て応援のまちづくり」の重点実施と 多くの町民が強く望んでいる「安全・安心・快適な住環境 のまちづくり」の着実な推進

30代、20代の若手層で最も強く望まれている「子育て・教育のまち」づくりに重点的に取り組み、若者定住を促します。

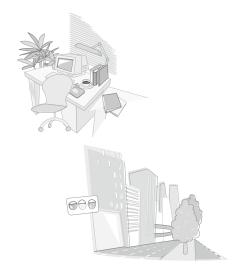
また、最も多くの町民がまちづくりに望んでいることは、保健・医療・福祉の充実による安心のまちづくりであり、大きな自然災害や事故・犯罪、環境悪化等に対応する安全のまちづくりの推進です。安全・安心のまちづくりは町民生活の最も基盤となるもので、近年、この面での町民の不安が大きく高まっています。着実な施策・事業の推進に努め、町民の不安の軽減を図ります。

#### 戦略3

町民と行政が一体となって取り組む「協働のまちづくり」 体制の確立

町民と行政と議会が信頼関係を深め、夢と危機感を共有し、責任と役割を分担しながらまちづくりに取り組んでいく「地域協働」の制度・仕組みと推進組織を構築するとともに、町民・行政・議会それぞれの担うべき機能の強化と人材の育成に努め、これからの全てのまちづくり施策・事業の推進を図る基盤とします。





#### (2) 将来像

将来像は、本町が10年後に目指す姿を示すものであり、今後のまちづく りの象徴となるものです。

今後、本町が重点的に取り組んでいくまちづくりの戦略方向を踏まえて、 神崎町の将来像を次のとおり定めます。

#### [神崎町の将来像]

発酵の里・健康笑顔のまち こうざき ―みんなで創る 健康・安心・子育て応援のまち―

「みんなで創る「健康産業\*\*7」のまち」 ●食の安全の追求で雇用と活力を生み出す産業づくりを進めます。
●交流と定住を支える生活基盤づくりを進めます。

「みんなで創る「子育て応援」のまち」 ●教育・子育て応援の心豊かな子どもを育むまちづくりを進めます。
●生涯学習・健康スポーツ活動の充実で町民ー人ひとりが輝くまちづくりを進めます。

- - ●自然と共生する安全で緑豊かな生活環境づくりを進めます。

<sup>\*7</sup> ここでいう健康産業とは、自然志向の発酵食品産業や環境にやさしい農業の一層の振興など、健康の保持増進に 資する食品産業や先進的農業の振興を図るとともに、健康をテーマとした観光交流事業の推進を図っていくこと を示す。



#### [将来像設定図]

# くまちづくりの重点方向> <目指す将来像> 健康業別のまちつくりの推進 発酵の里・健康笑顔のまちこうざき 安全・安心のまちづくりの推進 ア育て応援のまちづくりの推進

#### **<まちづくりで目指す意識変革の狙い>**

- ○広域的に「行ってみたいまち」としての評価の高まり
- ○町民の町に対する「誇れるまち」意識の高まり
- ○町民と行政と議会のまちづくり意識の共有化の深化



#### - <目指す まちづくりの効果> -

- ○発酵食品産業など町内地域産業の活性化の実現
- ○町内への交流入込人口の増加の実現
- ○町内への流入定住人口の増加の実現
- ○若年層を中心に町内定住者の定着率アップの実現
- ○町民と行政と議会による協働のまちづくり推進の定着

#### 2. 基本目標

まちの将来像「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき 一みんなで創る 健康・安心・子育て応援のまち― | の実現を図るため、次のとおり、4つ の基本目標・8つの施策目標を定めます。

#### [将来像]

# h な で 創

康 安心・子 育 て 応 援 の ま 5

# 「4つの基本目標」

#### 発酵の里でいきい きと交流・定住する まち こうざき

[基本目標1]

# [基本目標2]

こころ豊かな人を育む 教育・文化・スポーツの まち こうざき

#### みんなで創る 安全・安心の まち

みんなで創る

健康産業の

まち

みんなで創る

子育て応援の

まち

#### [基本目標3]

と自然にやさしい 安全・安心のまち こうざき

# [基本目標4]

みんなの絆で築く わたしのふるさと こうざき

#### [8つの施策目標]

[施策目標1] 町の活力を生み出す健康 産業づくり

#### [施策目標2] 交流と定住を支える生活基 盤づくり

[施策目標3] 教育・子育て応援のまちづ

#### [施策目標4] 一人ひとりが輝く生涯学習・ 健康スポーツのまちづくり

[施策目標5] 生涯安心の人にやさしい健 康·福祉のまちづくり

#### [施策目標6] 安全で緑豊かな生活環境

[施策目標7] みんなの絆で取り組む住民 主導のまちづくり

#### [施策目標8] 協働のまちづくりと開かれ た自治体経営

26

### みんなで創る 参画と協働の まち



#### 基本目標 1

#### **発酵の里でいきいきと交流・定住するまち** こうざき

食の安全を追求した農業・商工業の振興や交流資源を活用した観光交流 事業の推進など多様な産業振興に取り組むとともに、まちの都市基盤・道 路交通基盤など交流と定住を支える生活基盤づくりを進め、若者もいきい き交流・定住するまちの実現を目指します。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[施策目標1] 町の活力を生み出す健康産業づくり [施策目標2] 交流と定住を支える生活基盤づくり

#### 基本目標 2

こころ豊かな人を育む教育・文化・スポーツのまち こうざき

住民アンケートで、今後のまちづくりの重点方向として、特に30代以下の若年層で圧倒的高率で第1位の支持を得た「子育て・教育のまち」の一層の充実を図るため、一人ひとりが輝く教育文化のまちづくり、子どもも豊かな心ですくすく育つ教育・子育て応援のまちづくりを重点的に推進し、若年層の町内定住を促していきます。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[施策目標3] 教育・子育て応援のまちづくり [施策目標4] 一人ひとりが輝く生涯学習・健康スポーツの まちづくり

#### 基本目標3

#### 人と自然にやさしい安全・安心のまち こうざき

住民アンケートで、今後のまちづくりの重点方向で第1位となった「健康・福祉のまち」、第2位を占めた「安全・安心・快適な住環境のまち」の実現を目指して、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉のまちづくり、快適で安全な自然と共生する生活環境づくりを進めます。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[施策目標5] 生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり [施策目標6] 安全で緑豊かな生活環境づくり

#### 基本目標 4

#### みんなの絆で築くわたしのふるさと こうざき

地方分権、地域主権改革の時代に対応し、自立したまちづくりを進めるため、町民と行政の協働体制の確立を図るとともに、行財政運営の絶えざる改革を進め、将来にわたって持続可能なまち\*\*の実現を目指します。

このため、次の2つの施策目標を設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

[施策目標7] みんなの絆で取り組む住民主導のまちづくり [施策目標8] 協働のまちづくりと開かれた自治体経営

<sup>※8</sup> 持続可能なまちとは、環境保全、安全安心社会、経済的・財政的豊かさなど様々な視点に立った考え方があるが、 ここでは、個々の課題への対応ではなく、町民と行政が一体となって地域づくりに取り組み、変化に対応する地域力が強いまちほど持続可能力が高いとする考え方に立っている。



#### 3. 人口、世帯数等の将来見込み

#### (1)人口と世帯

本町の人口は、国勢調査結果によると、平成2年の5,620人から、平成12年には6,747人へと1,127人の増加となっており、平成12年度までは一貫して人口は増加傾向にありました。しかし、平成12年から人口は減少傾向に転じ、平成17年には6,705人と、この5年間で42人の減少となっています。

平成2年から平成17年までの15年間の人口動向を年齢別に見ると、14歳以下の年少人口比率は平成2年の16.5%から平成17年には13.9%へと減少している一方で、65歳以上の老年人口比率は、平成2年の15.8%から平成17年には23.7%へと大きく増加しており、少子高齢化傾向は本町においても例外ではないことがわかります。

また、世帯数は、平成2年の1,491世帯から平成17年には2,085世帯へと増加している一方で、一世帯当人数は、平成2年の3.77人から平成17年の3.22人へと減少しており、核家族化や単身高齢者などの一人暮らし世帯の増加等の傾向がうかがえます。

#### ■神崎町の人口及び世帯数の推移

(単位:人、世帯、人/世帯、%)

|   | 年                  | 平成2年            | 平成7年            | 平成12年           | 平成17年           | 年平均増減率 |        |         |
|---|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--------|---------|
| 耳 | 目                  |                 |                 |                 |                 | H2~H7  | H7~H12 | H12~H17 |
|   | 総人口                | 5,620           | 6,156           | 6,747           | 6,705           | 1.91   | 1.92   | △ 0.12  |
|   | 年少人口<br>(14歳以下)    | 930<br>(16.5)   | 930<br>(15.1)   | 1,035<br>(15.3) | 929<br>(13.9)   | 0.00   | 2.26   | △ 2.05  |
|   | 生産年齢人口<br>(15~64歳) | 3,801<br>(67.6) | 4,072<br>(66.1) | 4,352<br>(64.5) | 4,189<br>(62.5) | 1.43   | 1.38   | △ 0.75  |
|   | 老年人口<br>(65歳以上)    | 889<br>(15.8)   | 1,154<br>(18.7) | 1,353<br>(20.1) | 1,587<br>(23.7) | 5.96   | 3.45   | 3.46    |
|   | 世帯数                | 1,491           | 1,703           | 2,049           | 2,085           | 2.84   | 4.06   | 0.35    |
|   | 一世帯当人数             | 3.77            | 3.61            | 3.29            | 3.22            | _      | _      | _       |

注)総人口には、平成12年に7人の年齢不詳を含む。

上記の国勢調査結果による過去の人口推移を踏まえ、人口推計を行ったところ、本町の人口は今後とも緩やかな減少傾向が見込まれ、本計画の目標年の平成32年度には6,100人程度になることが予測されました。このような推計結果をもとに、今後、安全・安心のまちづくりや産業振興、安心して子どもを生み育てられる環境の整備など本

総合計画に掲げた各種施策の確実な実施による政策効果等を勘案し、計画 目標年度の平成32年度における神崎町の総人口を、

#### 6,300人

と見込みます。

なお、6,300人の総人口を見込む場合の平成32年度における年齢別階 層人口は、年少人口(14歳以下)が630人(10.0%)、生産年齢人口 (15~64歳)が3.520人(55.9%)、老年人口(65歳以上)が2.150 人(34.1%)になると推計され、少子高齢化の傾向は一層進むことが見 込まれます。

また、世帯数は2.350世帯となり、今後とも一貫して増加傾向で推移 すると見込まれますが、一世帯当人数は逆に減少を続け、平成32年度に は2.68人まで減少すると見込まれます。

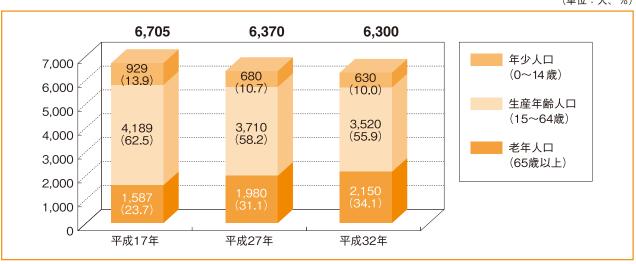
#### ■ 総人口と世帯数の見込み

(単位:人、世帯、人/世帯、%)

| 年項目    |                    | 亚式17年           | 亚代07年           | 平成32年           | 年平均伸び率  |         |
|--------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|---------|
|        |                    | 平成17年           | 平成27年           | 一               | H17~H27 | H27~H32 |
|        | 総人口                | 6,705           | 6,370           | 6,300           | △ 0.50  | △ 0.22  |
|        | 年少人口<br>(14歳以下)    | 929<br>(13.9)   | 680<br>(10.7)   | 630<br>(10.0)   | △ 2.68  | △ 1.47  |
|        | 生産年齢人口<br>(15~64歳) | 4,189<br>(62.5) | 3,710<br>(58.2) | 3,520<br>(55.9) | △ 1.14  | △ 1.02  |
|        | 老年人口<br>(65歳以上)    | 1,587<br>(23.7) | 1,980<br>(31.1) | 2,150<br>(34.1) | 2.48    | 1.72    |
| 世帯数    |                    | 2,085           | 2,244           | 2,350           | 0.76    | 0.95    |
| 一世帯当人数 |                    | 3.22            | 2.84            | 2.68            | _       | _       |

注) 四捨五入のため100%にならない場合がある。

(単位:人、%)



#### (2) 就業構造

本町の就業構造を平成17年の国勢調査結果でみると、第1次産業301人(9.1%)、第2次産業851人(25.7%)、第3次産業が2,153人(65.0%)となっています。

これを、本町における総人口の目標規模をもとに推計すると、平成32年には就業人口は2,780人程度まで減少し、この時の就業構造は、第1次産業は130人程度(4.7%)となり、平成17年比で171人程度の減少、第2次産業は600人程度(21.6%)となり、平成17年比で251人程度の減少、第3次産業は平成17年比で103人程度の減少の2,050人(73.7%)程度になると見込まれます。今後、第1次産業・第2次産業比率の低下と第3次産業比率の上昇が一段と進むことが見込まれます。

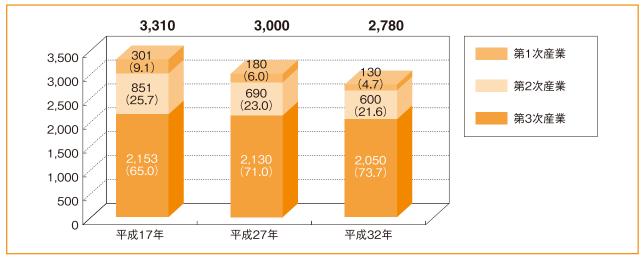
#### ■ 就業構造の見込み

(単位:人、%)

| 年   |        | 亚出7年            | 平成27年           | 平成32年           | 年平均伸び率  |         |
|-----|--------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|---------|
| 項目  |        | 平成17年           | 十成27年           | 一一成32年          | H17~H27 | H27~H32 |
|     | 就業人口総数 | 3,310           | 3,000           | 2,780           | △ 0.94  | △ 1.47  |
|     | 第1次産業  | 301<br>(9.1)    | 180<br>(6.0)    | 130<br>(4.7)    | △ 4.02  | △ 5.56  |
|     | 第2次産業  | 851<br>(25.7)   | 690<br>(23.0)   | 600<br>(21.6)   | △ 1.89  | △ 2.61  |
|     | 第3次産業  | 2,153<br>(65.0) | 2,130<br>(71.0) | 2,050<br>(73.7) | △ 0.11  | △ 0.75  |
| 就業率 |        | 49.4            | 47.1            | 44.1            | _       | _       |

注)就業人口総数には、平成17年に5人の分類不能を含む。 また、四捨五入のため100%にならない場合がある。

(単位:人、%)





## 土地利用の方針

土地は本町の産業や住民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいまちづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

本町の将来像の実現を図るため、次のような基本方針のもとに土地利用を推進します。

#### 1. 土地利用の基本方針

これからのまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全町的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」といえます。

本町はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしているとともに、 圏央道インターチェンジや利根川の舟運、成田空港に近接するなど空・ 陸・川の多様な広域アクセス条件にも恵まれている立地条件等から、今後 の大きな発展が期待できるまちといえます。

この基本的考え方を踏まえ、本町における土地利用の基本目標を次のとおり定めます。

- ①緑と水の豊かな自然を大切にし、清流と緑に親しむ空間を確保します。
- ②農業、商工業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ③防災面や生活利便性に配慮した安全でうるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④にぎわいと魅力のある市街地の再生を図ります。
- ⑤貴重な歴史遺産・景観を大切にします。
- ⑥空・陸・川の多様な広域交通拠点へのアクセスの視点と生活利便性の向上の視点に立って全町的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- の町内各地区の地域特性に即し、全町的にバランスのとれた土地利用を推進します。



このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、各種土地利用計画について地域の動向に即した適切な見直しなどを行い、土地利用の有効活用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を進めます。

#### 2. 土地利用の方向

土地利用の基本方針と本町のこれまでの自然的、社会的、経済的発展経緯を踏まえ、本町における土地利用区分を7つの地区に区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて各地区ごとに次のような土地利用を進めます。

#### ①駅周辺地区

JR下総神崎駅周辺地区は本町の玄関口であり、まちの顔としてふさわしい景観形成に配慮した整備を進めます。

#### ②既成市街地地区

町北部の既成市街地については商業環境の再生や発酵のまちづくり と連携した産業観光地として整備、良好な住環境の向上等に努め、賑 わいのある市街地の形成に努めます。

#### ③住宅地地区

既成市街地に連担する住宅集積地や町中央部の新興住宅地区、農村 集落集中地区等については、生活道路や身近な広場・公園などの生活 環境整備を推進するとともに、住宅耐震化や良質な住宅開発等を誘導 し、良好な住宅地環境の形成に努めます。

#### 4商工業地区

南部の既存工業団地地区と北部の圏央道インターチェンジ設置地区 周辺を商業や工業などの産業機能の誘導地区と位置づけ、経済動向等 を見極めつつ計画的に道の駅の整備や優良企業の立地促進等を図りま す。

#### ⑤農業地区

まとまりのある優良農地については農業地区と位置づけ、生産性の 高い集約農業生産地として長期的に保全するよう努めます。

#### ⑥観光レクリエーション地区

北部の利根川沿岸、天の川公園、こうざき自然遊歩道、さらには南部のゴルフ場等を観光レクリエーション地区として位置づけます。

天の川公園やこうざき自然遊歩道は、釣りや散策・ウォーキングなど町民の憩いの場として、さらには利根川舟運船着場の活用と併せて観光レクリエーションの拠点として整備を図ります。また、観光レクリエーション施設相互の繋がりが弱いことからそれぞれの施設を関連づけしたネットワーク整備に努めます。

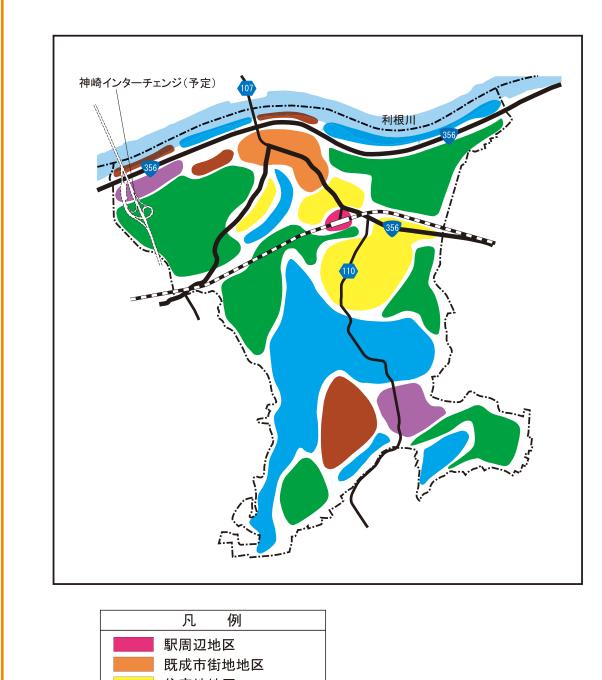
#### ⑦自然環境保全地区

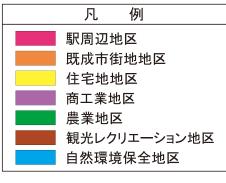
町土保全のため、また水源涵養等のため、観光レクリエーション地 区の適地として設定された地区を除き、南部森林地域については林地 保全を、北部利根川沿い地域については流域保全を、それぞれ徹底 し、両域を自然環境保全地区と位置づけ、開発行為等については極力 抑制し、森林環境、流域環境の保全を図ります。





#### 土地利用構想概要図







# 基本施策の展開方向 (施策の大綱)

将来像に掲げた4つの基本目標・8つの施策目標の達成を目指して次の とおり基本施策を展開します。

#### 1. 発酵の里でいきいきと交流・定住するまち こうざき

#### (1) 町の活力を生み出す健康産業づくり

#### <農業の振興>

自然志向・健康志向のニーズに即した農業の一層の推進を図るとともに、担い手の育成・確保や生産基盤の整備、さらには地産地消体制の充実など環境の変化を踏まえた多様な農業振興施策を推進します。

#### <商工業の振興と観光交流事業の推進>

健康食品として見直されている発酵食品産業の一層の振興とこれと連動し、農工商連携の視点で取り組む地域商業や観光交流事業の振興等による産業振興・雇用対策の充実を図ります。これらによって、町民のいきいきとした生活を支える豊かで活力に満ちた地域基盤づくりを進めます。

#### (2)交流と定住を支える生活基盤づくり

#### <道路・公共交通の充実、情報・通信基盤の整備>

まちの骨格を形成している幹線道路網の整備、循環バスの充実、さらにはJR駅における結節機能の充実やICT時代に対応する情報・通信基盤の整備等に努めます。これらによって、町民の通勤圏の拡充や人・物・情報の交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

#### <土地の有効利用と都市・住宅基盤の整備>

長期的・広域的な視点から、まちの一体的・持続的発展を見据えた計画的な土地利用を推進します。また、これに基づき、定住の基盤となる中心市街地やまちの顔となる駅周辺の整備などに努め、定住人口の増加を促す居住環境の形成を図ります。



#### 2. こころ豊かな人を育む教育・文化・スポーツのまち こうざき

#### (1)教育・子育て応援のまちづくり

#### <学校教育の充実>

教育のまちにふさわしいこころ豊かで確かな学力のある子どもたち の育成を目指して、小中一貫教育など特色ある教育活動の推進や学校 教育環境の一層の充実を図ります。

#### <地域教育・青少年の健全育成の推進>

また、子どもたちを対象とした体験型学習や地域社会活動等の充実 など青少年健全育成活動の推進を図ります。

#### <子育て支援の充実>

さらには、保育所・学童保育の充実や地域で支える子育て支援ネットワークの充実、子育てへの経済的負担への支援の充実等に努め、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。

#### (2) 一人ひとりが輝く生涯学習・健康スポーツのまちづくり

#### <生涯学習社会の形成と町民主導の文化・スポーツ交流活動の充実>

文化・スポーツ環境の充実に努め、すべての町民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、町民主導のスポーツ・文化交流活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存とまちづくりへの一層の活用を図ります。これらによって、新たな時代を担う人材の育成と生涯にわたる学習・文化・スポーツ交流のまちづくりを進めます。

#### <地域間交流・国際交流の推進>

さらには、発酵の里等のまちの特性を生かして、国内外の都市との 活発な交流活動の推進に努めるとともに多文化共生社会づくりを進め ます。

#### 3. 人と自然にやさしい安全・安心のまち こうざき

#### (1) 生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり

#### <健康づくり体制・地域医療体制の充実>

充実した保健・医療・福祉環境や住民活動が活発な地域性等を生かし、町民の健康寿命\*9の延伸に向けた健康づくり体制・地域医療体制の充実に努めます。

#### <地域福祉体制の充実と高齢者福祉・障害者福祉の充実>

助け合い支え合う地域福祉体制づくりを進めながら、まち全体で高齢者や障害のある人の介護・自立支援体制の整備等を図ります。これらによって、だれもがその人らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指します。

#### <社会保障等の推進>

生活保護制度等の適正な運用により低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促します。また、国民健康保険事業の財政運営健全化や国民年金制度の啓発などに努めます。

#### (2)安全で緑豊かな生活環境づくり

#### <自然環境の保全と公園・緑地の整備>

水と緑に包まれた優れた自然環境を誇るまちとして環境・景観の保 全と創造に向けた施策の推進に努めます。また、新エネルギーの活 用や循環型・低炭素型社会づくりの推進などに取り組むとともに、公 園・緑地・水辺の整備等に努め、緑豊かな生活環境づくりを進めます。

#### <上水道、汚水処理と廃棄物の適正処理・リサイクルの推進>

上水道の維持更新と生活排水処理対策については、今後とも計画的に進めます。ごみ処理については分別の徹底や減量化・リサイクルの推進、不法投棄防止に努めます。

#### <消防・防災体制の充実と生活安全対策の充実>

消防体制の充実や防災体制の強化、危険箇所の改善や防犯・交通安全・ 消費者対策の強化などの充実を図り、だれもが住みたくなる快適で安全・ 安心な生活環境づくりを進めます。

<sup>※9</sup>認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。



#### 4. みんなの絆で築くわたしのふるさと こうざき

#### (1) みんなの絆で取り組む住民主導のまちづくり

#### <地域活動・コミュニティ活動の充実>

協働のまちづくりを進めるためには地域コミュニティの活性化が必要不可欠です。地域に根ざした独自性のある活動やコミュニティリーダー育成等の活動への支援の充実を図り、協働のまちづくりを担う新たなコミュニティづくり推進に努めます。

#### <ボランティア活動・NPO活動の充実>

住民主体のまちづくりの基盤となるボランティア活動・NPO活動の充実・活性化を図るため、町民のボランティア意識の向上を図る広報・啓発活動の推進やボランティア・NPO活動等への支援制度の整備等を図ります。

#### <人権対策・男女共同参画の推進>

すべての人がお互いの人権を尊重しともに生きる社会を築くため、人権 教育・啓発活動を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、 女性の社会参画の促進を図ります。

#### (2) 協働のまちづくりと開かれた自治体経営

#### <協働のまちづくり体制の整備>

住民と行政による新たなパートナーシップ制度の構築のため、協働のまちづくり推進に関する総合的な指針を確立するとともに、住民と行政による協働のまちづくり体制の確立を図り、まちづくりへの住民参画向上に積極的に取り組みます。

#### <情報公開と広報広聴の充実>

公正で開かれた信頼できる町政の構築のため、町民への情報公開及び個人情報保護制度の周知を図るとともに、情報公開の推進、広報広聴活動の充実を図って、行政情報の共有化とまちづくり意識の共有化に努めます。

#### <開かれた自治体経営の推進>

住民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう組織機構改革の絶え ざる推進や職員の人材育成等の充実に努めます。

また、選択と集中による財政運営の健全化や地方税財源の充実強化、多様な広域連携の推進などに取り組み、効率的な自治体経営の確立に努めます。

なお、市町村合併については、広域連携を図りながら今後も研究検討を 行っていきます。

#### 施策の体系図

#### [基本目標]

#### [施策目標]

#### [施策項目]

#### [基本目標1]

発酵の里でいきい きと交流・定住する まち こうざき

#### [施策目標1]

町の活力を生み出す健康 産業づくり

#### [施策目標2]

交流と定住を支える生活基 盤づくり

- 1. 農業の振興
- 2. 商業の振興
- 3. 工業の振興
- 4. 観光の振興
- 1. 土地の有効利用
- 2. 都市·住宅基盤の整備
- 3. 道路・公共交通の充実
- 4. 情報・通信基盤の整備と情報化の推進

#### [基本目標2]

こころ豊かな人を育む 教育・文化・スポーツの まち こうざき

#### [施策目標3]

教育·子育て応援のまちづ くり

#### [施策目標4]

一人ひとりが輝く生涯学習・ 健康スポーツのまちづくり

- 1. 学校教育の充実
- 2. 地域教育の充実と青少年健全育成の推進
- 3. 子育て支援の充実
- 1. 生涯学習体制の充実と学習活動の推進
- 2. 健康スポーツの振興
- 3. 伝統文化の継承と文化芸術活動の推進
- 4. 地域間交流・国際交流の推進

#### [基本目標3]

人と自然にやさしい 安全・安心のまち こうざき

#### [施策目標5]

生涯安心の人にやさしい健 康・福祉のまちづくり

#### [施策目標6]

安全で緑豊かな生活環境 づくり

- 1. 健康づくりの推進と医療体制の充実
- 2. 地域福祉の充実
- 3. 高齢者支援の充実
- 4. 障害者支援の充実
- 5. 社会保障等の充実
- 1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備
- 2. 上水道・汚水処理施設の整備
- 3. 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進
- 4. 消防・防災体制の充実と危険地区改修等の推進
- 5. 防犯活動・交通安全対策等の充実

#### [基本目標4]

みんなの絆で築く わたしのふるさと こうざき

#### [施策目標7]

みんなの絆で取り組む住民 <u>主導のまちづくり</u>

#### [施策目標8]

協働のまちづくりと開かれ た自治体経営

- 1. 地域活動・コミュニティ活動の充実
- 2. ボランティア活動・NPO活動の充実
- 3. 人権対策·男女共同参画の推進
- 1. 協働のまちづくり体制の整備
- 2. 情報公開と広報広聴の充実
- 3. 開かれた自治体経営の推進